

議題1

政策会議付議事案書 (令和3年8月24日)

提案課名 総合政策課 農業振興課

報告者名 岩淵哲朗 北村正臣

事案名	構造改革特別区域計画の認定申請について	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">有</div> 資料 無
目的・必要性	<p>構造改革特別区域計画（特定農業者による特定酒類の製造事業）の認定を受けることにより、農家レストラン等を営む農業者が米を原料として濁酒（どぶろく）を製造する場合、酒類製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、製造数量が基準に満たない農業者でも当該免許を取得することが可能となります。</p> <p>この特例措置を受けることにより、名水を活用した濁酒の製造に係る地産地消の推進、本市の名水を活用した特産品として濁酒を位置付けることによる本市の魅力向上、地産地消による農産物の消費拡大、年間を通した収入につながる新たな地域資源として、継続的な地域活性化に寄与することが期待されます。</p> <p>また、新東名高速道路の開通を契機に本市を来訪する観光客の滞在時間の促進、交流人口の増加につなげられるものです。</p> <p>このことから、構造改革特別区域計画（特定農業者による特定酒類の製造事業）認定申請を行うものです。</p>	
経過・検討結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年4月 1日 「秦野市農家レストランの設置の認定に関する要綱」施行 ・ " 8月 「山カフェ秦野どぶろくや」（申請者：特定非営利活動法人四十八瀬川自然村（代表：小野均））に対して農家レストランの設置を認定 	
決定等を要する事項	<p>別紙計画案のとおり、構造改革特別区域計画（特定農業者による特定酒類の製造事業）の認定申請をすること。</p>	
今後の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年 9月 構造改革特別区域計画（特定農業者による特定酒類の製造事業）の認定申請 ・ " 12月 構造改革特別区域計画（特定農業者による特定酒類の製造事業）の認定（見込み） ・ 令和4年以降 特例措置の実施状況等の調査及び評価 (認定申請時に実施主体が特定されていない場合、1年以内に主体が特定されなければ認定の取り消しが行われる可能性があります。) 	

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
秦野市

2 構造改革特別区域の名称
秦野名水どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲
秦野市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 自然環境

秦野市（以下「本市」という。）は、神奈川県央の西部に位置し、市域は、東西約13.6キロメートル、南北は約12.8キロメートル、面積は103.76平方キロメートルで、県内19市中5位の広さを持つ都市である。東京からは約60キロメートル、横浜から約37キロメートルの距離にあり、北方には神奈川県の屋根と呼ばれている丹沢山塊が連なり、南方には渋沢丘陵が東西に走り、県下で唯一の典型的な盆地を形成している。

市内を流れる河川の多くは、丹沢連峰の稜線の合間から発しており、なかでも塔ノ岳からの水無川、春嶽山からの金目川は、盆地に入って扇状地地帯を形成し、これが今日の市街地となっている。扇状地は、丹沢山地から搬出され堆積した砂礫層と、箱根火山等から飛来した火山灰が基盤の上で互層構造を形成し、この層の厚さは深いところで200mと推定される。このような地形的特質から、秦野盆地は地下水を豊富に蓄えており、これらの地下水は盆地内の各所で湧き出し、これが秦野盆地湧水群として全国名水百選の一つに選ばれている。

秦野市の気候は太平洋岸気候に属し、海洋気象の影響を受け降霜・降雪が少なく、冬期は西北西、夏期は南方の風が多いが、風速は弱く比較的温暖であり、みかんの北限域、りんごの南限域といわれる地域に位置する。

(2) 歩み

昭和30年1月1日に市制施行し、平成27年1月1日に市制施行60周年を迎えた。個性ある8の地域それぞれの魅力が輝くまちづくりを推進している。

(3) 人口・産業

本市の人口は、163,736人（令和3年4月1日現在）であり、平成22年の国勢調査では170,145人と市政施行以来増加傾向であったが、平成27年の国勢調査では167,378人、令和2年の国勢調査（速報値）では162,078人と減少している。

産業別就業者数の構成比は、平成27年の国勢調査では、第一次産業2.1%（1,434人）、第二次産業28.9%（20,145人）、第三次産業69.0%（48,135人）となっている。第一次産業及び第二次産業の就業者数は減少し、構成比は横ばい又は減少している。第三次産業は、

就業者が減少しているが、構成比は増加している。

(4) 農業

本市の面積は10,376haで、その全域が都市計画区域に指定されており、このうち市街化区域は2,438ha、市街化調整区域は7,938haとなっている。市街化区域の約4%に当たる98.4haが生産緑地地区、市街化調整区域の約43%に当たる3,438.9haが農業振興地域になっており、このうち、約20.8%の715haが農用地区域に指定されている。経営耕地面積は、農業者の高齢化、鳥獣被害の増加による営農意欲の減退等が要因となり、平成22年から平成25年の5年間で約10%減少し、一方、耕作放棄地は5年間で5%増加している。

本市の農業は、中核的農業者をはじめ、高齢・女性農業者などの多様な農業者や営農類型別の部会、経営士会及び後継者クラブ等の様々な団体・組織により支えられてきたが、担い手不足の課題は現れており、平成17年度に農業支援に関する窓口（市、農業委員会及び農協）を一本化した「はだの都市農業支援センター」を設置し、農業経営基盤強化促進法の改正を契機に開設した「はだの市民農業塾」の実施により、多様な「農」の担い手の育成・確保に取り組んでいる。

(5) 観光

本市の観光資源は、丹沢大山国定公園に指定されている山岳である。丹沢は、ブナの原生林が豊かに残る南関東有数の山岳景勝地であり、首都圏から多くの登山客が訪れる。市街は、丹沢連峰と渋沢丘陵に囲まれた盆地で、気軽にハイキングを楽しめる遊歩道が整備されているほか、県立丹沢大山自然公園に指定されている弘法山公園は、桜、あじさい、紅葉など四季を通じて親しまれている。

丹沢からもたらされるミネラル分を多く含んだ豊かな湧水が秦野盆地各所にあり、この湧水群は、昭和60年に環境省の「名水百選」に選ばれ、平成28年の選抜総選挙では、おいしさが素晴らしい部門で全国第一位となっている。

市内各所で、落花生、さつまいも、みかん等の収穫体験ができる観光農業が行われているほか、新鮮な地元農産物を販売する「はだのじばさんず」は観光客が多く立ち寄る施設である。里山や丹沢の自然に親しむ施設として、柳川の生き物の里、表丹沢野外活動センターなどがある。

鶴巻温泉は、カルシウム含有量世界有数の特徴ある泉質を有しており、平成13年に開業した日帰り温泉施設「弘法の里湯」は、ハイキング客や周遊観光客の立ち寄り先として人気がある。

本市の観光入込客数は、約338万人（令和2年度実績）で、丹沢表尾根（ヤビツ、大倉）が最も多く、全体の21.3%を占める。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により前年の約447万人（令和元年度）から24.4%の減少となっている。

また、本市のより一層の発展につなげるため、表丹沢一体にある農林業、観光、歴史、文化、スポーツなどさまざまな魅力ある資源を最大限に生かす「表丹沢魅力づくり構想を令和2年9月に策定し、観光客の滞在時間及び周遊性の向上による誘客の増加につなげるよう取り組んでいる。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、全国的な誘致力の高い観光資源が存在しないため、個々の観光資源をネットワーク化し、ルートやエリアとして魅力を高め、観光周遊や観光滞在を促進する必要がある。農地や農村環境を有していることは本市の大きな強みであり、観光農業等の体験型観光の展開や農村環境を生かした滞在環境の整備が必要である。

自然環境を求めて来訪する本市の日帰り観光は、滞在時間は長いが消費額は少なく、観光入込客数が増加しても地域経済の活性化に結びつきにくい課題があるため、市内への周遊・滞在を促すとともに、消費したくなる商品を発掘・開発し、店舗等における市内調達率を向上させることが必要である。

丹沢からもたらされる豊かな名水は、本市の重要な観光資源であり、この名水を活用した特産品として濁酒を位置付けることで、農村の魅力向上、観光滞在の促進、地産地消による農産物の消費拡大、年間を通した収入につながる新たな地域資源として、継続的な地域活性化、ひいては6次産業化につながるものと考えている。

6 構造改革特別区域計画の目標

本特区計画は、自ら作った米で濁酒を製造する農家レストランが増え、郷土料理の一品に加えて提供されることや、ふるさと納税の返礼品として活用することで、農村の魅力を向上させ、新東名高速道路の開通を契機に本市を来訪する観光客の滞在時間の促進、交流人口の増加につなげ、地場産品の地産地消、農村を含めた地域全体の活性化に寄与することを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本特区計画に基づき、農家レストランの新規起業や濁酒製造を促進する。濁酒に興味を持った来訪者の増加に加え、ニュー・ツーリズムの推進と市内の様々な観光資源を結びつけることで交流人口の増加及び地域の活性化並びに耕作放棄地の解消に寄与することが期待される。

市内唯一の酒造メーカーが、名水で仕込んだ地酒を開発、販売している。これに加え、濁酒を新たな観光資源と位置づけ、全国に誇る本市の名水の魅力と一体的にPRしていくことにより、本市への観光客の更なる誘致が図られる。

濁酒の製造は、市内の民間事業者からの提案を受けたものであり、本市が地方創生推進交付金を活用して行った「都心から1時間で出会えるスローライフ体験事業（平成28～30年度）」とも目的を一にしている。

○農家レストランの新規起業

区分	2年度末現在	3年度目標	5年度目標	7年度目標
農家レストランの数	0	1	2	3
上記のうちどぶろく製造件数	0	1	1	2

○農村地域と都市部との交流人口の増加

グリーンツーリズムを含めたニューツーリズムの推進を図ることで交流人口の増加が期待される。

区分	2年度末現在	3年度目標	5年度目標	7年度目標
ニューツーリズム体験プログラム数	0	0	35	45

○観光客入込数の増加

ニューツーリズムの推進と市内の様々な観光資源を結びつけることで交流人口の増加及び地域の活性化が期待される。

区分	2年度末現在	3年度目標	5年度目標	7年度目標
観光客入込数	3,380,000人	4,472,000人	4,472,000人	4,652,000人
観光客消費額	42億4,500万円	59億1,800万円	59億1,800万円	61億5,700万円

8 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

別紙

構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン・民宿等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として特定酒類（その他の醸造酒（以下「濁酒」という。））を製造しようとするもの

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

秦野市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

(4) 事業により実現される行為

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストラン・民宿等を営む農業者が米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものとする。）を原料として濁酒を製造する場合、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を取得することが可能となる。

この特例措置を受けることにより、名水を活用した濁酒の製造に係る地産地消の推進や農家レストラン等の新規開設が促進される。

また、イベントにおいて観光客等に提供することで誘客の促進や特色あるまちづくりに寄与するものと期待される。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な納税申告や記帳義務が発生するとともに税務当局の検査や調査対象となる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

I 構造改革特区制度とは

構造改革特区制度の概要

実情に合わなくなった国の規制が、民間企業の経済活動や地方公共団体の事業を妨げていることがあります。

構造改革特区制度は、こうした実情に合わなくなった国の規制について、地域を限定して改革することにより、構造改革を進め、地域を活性化させることを目的として平成14年度に創設されました。平成24年までの10年間で、1,100余の特区が生まれ、地域で様々な取組が成されてきたところです。「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）においても、地域の特色を生かした地域経済の活性化を図るために、構造改革特区制度を活用することがうたわれています。

地域活性化統合事務局では、民間事業者や地方公共団体はもとより、どなたからでも要望、相談、提案を受け付け、新たな規制の特例措置の実現などの規制改革を進めています。

また、既に規制の特例措置のメニューができているものについては、地方公共団体が特区計画を作成・申請し、内閣総理大臣の認定を受けることにより、特区計画に定めた区域内で、その規制の特例措置を活用することができます。

地域の自然的、経済的、社会的諸条件等を活かした地域の活性化を実現するために、地域の取組の妨げとなる規制を取り除くツールとして、構造改革特区制度を活用ください。

構造改革特区制度の目標

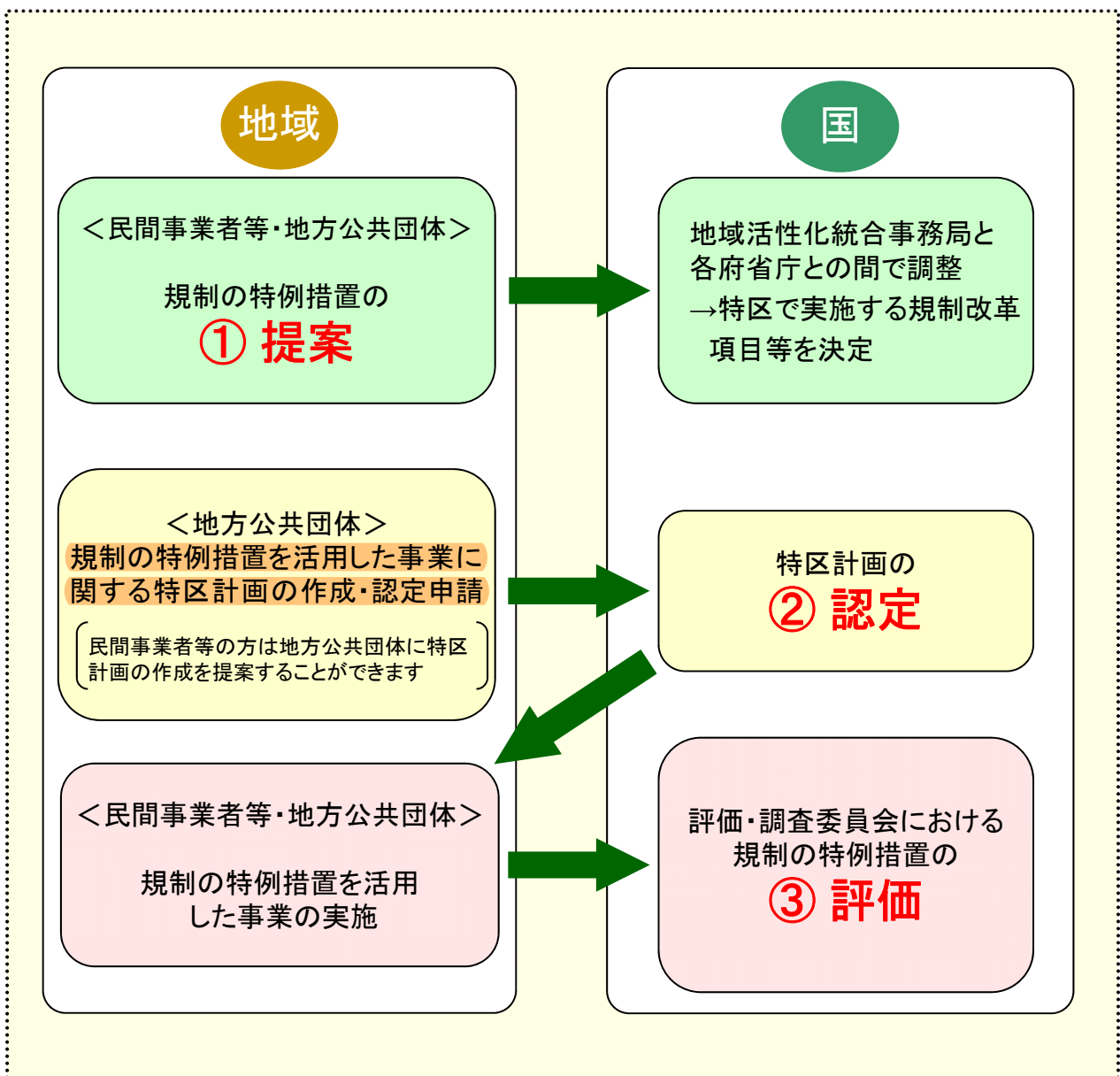
構造改革特区制度は、次の2点を目標としています。

- ① 特定の地域における構造改革の成功事例を示すことにより、全国的な構造改革へと波及させ、我が国全体の経済の活性化を実現すること。
- ② 地域の特性に応じた産業の集積や新規産業の創出等により、地域の活性化につなげること。

構造改革特区制度の流れ

構造改革特区制度は、

①規制の特例措置の提案 ②特区計画の認定 ③規制の特例措置の評価
により構成されています。



構造改革特区 活用できる特定事業一覧

(令和3年7月6日現在)

関係 省庁名	特定事業(特定事業番号)
警察 庁	1. 特殊海岸地域交通安全対策事業(101) 道路交通法による交通規制が行われていない砂浜等でも、地方公共団体と警察とが連携して、一般道路のように自動車走行ができるような交通規制を可能とする。
	2. 研究職員の勤務時間内技術移転兼業事業(201) 国家公務員である研究職員が技術移転事業者(産学連携の一環として技術を移転する場合の技術移転先の事業者)の役員の業務に勤務時間内に従事することを可能とする。 (一部全国展開:国立大学教員については、平成16年4月から全国展開)
	3. 研究職員の勤務時間内研究成果活用兼業事業(202) 国家公務員である研究職員が研究成果活用企業(産学連携の一環として研究成果を活用する企業)の役員の業務に勤務時間内に従事することを可能とする。 (一部全国展開:国立大学教員については、平成16年4月から全国展開)
	4. 研究職員の勤務時間内監査役兼業事業(203) 国家公務員である研究職員が株式会社等の監査役の職務に勤務時間内に従事することを可能とする。 (一部全国展開:国立大学教員については、平成16年4月から全国展開)
総務 省	5. 地方公務員に係る臨時的任用事業(409) 通常1年以内しか認められない地方公務員の臨時的任用について、地域固有の課題に対応する必要等がある場合は、1年を超えて任用を認める。
	6. 条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業(412) 条例による事務処理の特例により都道府県の事務権限が市町村へ移譲された場合、国との協議等は都道府県を経由しなくても良いものとする。
	7. 救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業(413) ①119番通報時における緊急度・重症度の識別(トリアージ)が適切にでき、②医師による指示・助言を行う運用体制が常時確立していること等を前提として、緊急度・重症度が著しく低い等の条件を満たす場合には、救急自動車1台及び救急隊員2人による救急隊の編成を可能とする。
法務 省	8. 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業(504) 「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業(512)」などにおいて、外国人の入国・在留諸申請を優先的に処理することを可能とする。
	9. 特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業(505) 「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業(512)」などにおいて、我が国への貢献がある外国人について、永住許可要件となっている在留実績を3年に短縮する。
	10. 地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業(512) 地方公共団体が事業所の指定又は転賃をする場合、外国企業の職員が「企業内転勤」の在留資格を受けることを可能とする。
財務 省	11. 特定農業者による特定酒類の製造事業(707(708)) 農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米又は果実を原料とした濁酒(いわゆる「どぶろく」)又は果実酒を製造するため、濁酒又は果実酒の製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準(現行6キロリットル)を適用しない。 (濁酒製造における副原料について、新たにそば・アマランサスなどを含む雑穀全般の使用が可能に:平成21年7月)
	12. 特産酒類の製造事業(709(710、711)) 地域の特産物である農産物等を原料とした単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール又はリキュール(以下「特産酒類」という。)を製造するため、特産酒類の製造免許を申請した場合には、最低製造数量基準を、単式蒸留焼酎又は原料用アルコールにあつては適用除外、果実酒にあつては2キロリットル、リキュールにあつては1キロリットルとする。
	13. 清酒の製造場における製造体験事業(712) 清酒の製造免許を受けている者が、地域の活性化を図ることを目的として、地域の魅力の増進に資する施設において清酒の製造体験を提供する場合には、当該施設内に設ける一定の製造場を既存の製造場と一つの製造場とみなす。

文 部 科 学 省	14. 校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業(811)
	大学の設置等に当たって、校地面積基準(収容定員上の学生一人あたり10㎡)の引き下げを可能とする。
	15. 学校設置会社による学校設置事業(816)
	株式会社が学校を設置することを可能とする。
	16. 学校設置非営利法人による学校設置事業(817)
	不登校児童生徒やLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)といった教育上特別に配慮を要する児童等に対する教育に実績があるNPO法人が学校を設置することを可能とする。
	17. 公私協力学校設置事業(822)
	地方公共団体が民間と協力して高等学校又は幼稚園を設立する場合、所轄庁による資産要件の審査を不要とする。
	18. 市町村教育委員会による特別免許状授与事業(830)
	市町村教育委員会がその市町村においてのみ効力を有する特別免許状を授与することを可能とする。
19. インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業(832)	
インターネットのみを利用して授業を行う大学の設置に当たって、大学設置基準等の校舎等施設基準によらないことを可能とする。 (一部全国展開:大学(学部)については、平成26年4月から全国展開)	
20. 地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業(834(835))	
教育委員会が行うこととされている学校等施設の管理・整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを可能にする。 (公民館・図書館等の社会教育施設についても新たに権限委譲が可能に:平成21年5月)	
厚 生 労 働 省	21. 社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業(901)
	相当数の求人があるにもかかわらず、求人数に比して就職者数が少ない状態が一定期間継続している地域において、社会保険労務士が求職者又は労働者の代理人として労働契約の締結、変更及び解除を行うことができる。
	22. 民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業(907-1)
	特別養護老人ホームの整備が不足している地域において、PFI法に基づいて選定された事業者(法人)が特別養護老人ホームを経営することを可能とする。
	23. 病院等開設会社による病院等開設事業(910)
	株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設できる。
	24. ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転の共同実施事業(911-2)
	ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転が認められていないコンビナート内の小規模事業場について、他の事業場と共同で安全性が確保された場合には、小規模事業場の連続運転を可能とする。
	25. 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業(920)
	公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする。 (一部全国展開:3歳以上児に限り、平成22年6月から全国展開)
26. 市町村による狂犬病予防員任命事業(927)	
知事が任命した狂犬病予防員が野犬の抑留事務等を行う現行制度に加え、市町村も野犬の抑留事務を行うことができる。	
27. 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業(939)	
児童発達支援センターの給食について、施設外で調理し搬入することを可能とする。	
28. 臨床試験専用病床整備事業(941)	
治験・その他の臨床試験であって、健康な者(患者以外の者)を被験者として入院期間が概ね10日以内で実施されるものを行うための病床について、病室面積、廊下幅の基準を緩和する。	

農 林 水 産 省	29. 保安林解除に伴い残置又は造成する森林面積の引下げを適用する学校施設整備事業(1003)
	学校施設の整備に際してやむを得ず保安林を解除する場合には一定の森林を残す必要があるが、その割合を3割以上で足りるものとする。
	30. 保安林解除に係る用地事情要件の適用を除外する施設設置事業(1004)
	地域活性化を図るための事業に際して隣接する保安林の解除を要する場合、「他に適地を求めることができない」等の解除要件を適用しない。
	31. 家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業(1008)
	青少年に無償で配布する昆虫(カブトムシ)を飼育するために家畜排せつ物の野積みを可能とする。
32. 地方競馬における小規模場外設備設置事業(1010)	
小規模な場外馬券発売所の設置審査について、都道府県知事が確認することにより審査を簡素化する。	
経 済 産 業 省	33. 再生資源を利用したアルコール製造事業(1101)
	地域の産業活動における使用済物品や廃材などを原料としてアルコールを製造する事業を行う場合に、特例措置として、アルコール事業法による流通管理を行わないことを可能とする。
	34. 一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設備導入事業(1105)
	小規模ガスタービン発電設備を導入する場合に、安全性が確保される場合、当該発電設備を規制の少ない一般用電気工作物として扱うことを可能とする。
	35. 保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業(1108)
	水素ガススタンドやDMEガススタンドを設置する際に、現行規制で必要とされている保安統括者等の選任を不要とする。
	36. 燃料電池自動車等に搭載された状態での燃料装置用容器の再検査事業(1109)
	燃料電池自動車やDME自動車の燃料装置用容器の再検査を行う際に、取り外すことなく検査することを可能とする。
	37. 小規模場外車券発売施設設置事業(1121)
	小規模な場外車券発売施設設置要件について、地方公共団体が確認することにより審査を簡素化する。
	38. 研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業(1123)
	研究開発のための海水温度差発電設備について、安全性が確保される場合、電気事業法に基づく工事計画の届出や安全管理検査の実施を不要とする。
	39. 海水等温度差発電設備の定期事業者検査時期変更事業(1124)
	海水温度差等を利用する小型バイナリー発電設備について、安全性が確保される場合、電気事業法に基づく定期事業者検査の実施時期の延長を可能とする。
	40. 特定施設における保安検査期間変更事業(1125(1114))
現行の規定によって担保されるレベルと同等の安全性が確保される場合、原則年1回とされている高圧ガス製造事業に係る特定施設の保安検査の周期を延長できる。 (一部全国展開：空気分離設備については、平成17年3月から全国展開)	
41. 液化ガスの容器における充てん率変更事業(1129-1(1112))	
高圧ガス容器について安全性が確保される場合、高圧ガスの容器の充てん率を変更することを可能とする。	
42. オートレース小規模場外車券発売施設設置事業(1130)	
小規模な場外車券発売施設設置要件について、地方公共団体が確認することにより審査を簡素化する。	
43. 研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業(1142)	
研究開発のための温泉の熱を利用した発電設備について、安全性が確保される場合、電気事業法に基づく工事計画の届出や安全管理検査の実施を不要とする。	

国土交通省	44. 重量物輸送効率化事業(1205(1214、1221)) 重量物輸送車両が、橋・高架の道路等を含まない経路を通行し、かつ、軸重が10トン（駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあつては11.5トン）以下であつて、道路の修繕等について地方公共団体等により適切な管理がなされる場合には、車両総重量の規定を適用しない。（一部全国展開：車両の通行経路が道路に関して横断に限る場合の車両総重量及び軸重の特例措置については、平成22年10月から、長さの特例措置については、平成25年11月から。）
	45. 橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占用の許可柔軟化事業(1210) 市街地開発事業等の公共性の高い事業の施行区域や地区計画等の都市計画が定められた区域で、通行できる橋が少ない等により利便性が劣っている場合、公的主体以外の者による橋の設置を目的とする河川敷地の占用を認める。
	46. 地域特性に応じた道路標識設置事業(1218) 案内標識及び警戒標識の寸法、並びに案内標識に表示する文字の寸法を二分の一まで縮小することを可能とする。
	47. 特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業(1219) 港湾施設である道路において保安基準に一部適合しない特殊な大型輸送用車両を用いる場合、当該車両が通行可能となるよう、車両の寸法や重量等について保安基準を緩和することができる。
	48. 45フィートコンテナの輸送円滑化事業(1224) 45フィートコンテナ用セミトレーラ連結車の通行手続きの円滑な運用に向けて、セミトレーラ連結車の長さの基準を緩和し、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の通行条件（長さに対応したもの）を適用することを可能とする。
	49. 地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業(1226) 地域の旅行業務取扱管理者に他業種との兼任を認める。
	50. 公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業(1227) 埋立地において、生産施設と物流施設が区分なく立地できる「製造・流通業用地」を認める。
	51. 民間事業者による公社管理道路運営事業(1228) 地方道路公社がPFI法の規定により公社管理道路運営権を設定する場合には、民間事業者に料金を収受させることとし、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする。
	52. 地方公共団体による特定市街化調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事業(1231) 一定の条件を満たす市街化調整区域について、地方公共団体による土地区画整理事業の施行を可能とする。
	環境省
54. 地中空間を利用した溶融一般廃棄物埋立処分事業(1306) 溶融スラグについて、生活環境の保全に反するものではないことが確認できた場合、埋立処分を可能とする。	
55. 特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業(1308) 人の健康の保持又は生活環境の保全上支障が生じない場合、特別管理産業廃棄物（廃酸など）の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることを可能とする。	
56. ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業(1310) ノヤギを狩猟鳥獣とみなし、狩猟による捕獲を可能とする。	
内閣府	57. 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業(2001) 公立の幼保連携型認定こども園における3歳児未満児への食事の提供について、公立の保育所と同様に、給食の外部搬入を可能とする。

政策会議付議事案書 (令和3年8月24日)

提案課名 人事課

報告者名 今井 剛

<p>事案名</p>	<p>本市を被告とする訴訟の対応について</p>	<p>資料 有</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>本市は、原告である元本市職員に対し、自家用自動車の酒気帯び運転により事故を起こしたことを理由として、令和元年11月28日付で懲戒免職処分とし、同時に退職手当等の全部を支給制限する処分を行いました。これに対して原告は、令和2年5月18日付で懲戒免職の処分自体は受け入れざるを得ないものであっても、自身の永年の勤続の功をすべて抹消してしまうほどの重大な背信行為であるとは到底いえるものではないことを主張して、退職手当の支給制限処分の取消を求める訴えを提起し、本市は応訴しています。</p> <p>令和3年8月25日に、第一審判決がありますが、本市が敗訴した場合、承服することはできないため、控訴するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>(経過)</p> <p>1 令和2年 5月18日 原告が訴訟を提起 (本市への到達は7月7日)</p> <p>2 " 9月 7日 第1回期日 (口頭弁論期日) (横浜地方裁判所)</p> <p>3 令和3年 6月21日 第7回期日 (口頭弁論期日) にて弁論終結</p> <p>4 " 8月25日 第一審判決</p> <p>5 " 9月 8日 控訴期限 (本市が敗訴の場合)</p> <p>(検討結果)</p> <p>本市が敗訴した場合、その判決は、事実誤認または解釈の誤りによるものと考えられます。原告の主張の全部又は一部が認められた場合、判決を不服として控訴するものです。</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>本市が敗訴した場合 (一部認められた場合を含む。) に、第一審判決に対し、控訴すること</p> <p>※ 「訴えの提起」については、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を得る必要がありますが、同号かつこ書により、本件訴訟の原因となる退職手当の支給制限処分は、普通地方公共団体の行政庁の処分に当たるため、議会の議決を要しません。</p>	

今後の
取扱い

- 1 令和3年8月25日（第一審判決日）の取扱い
勝訴・敗訴にかかわらず、議員各位に情報提供
なお、敗訴したときは、控訴する旨を追記する。
- 2 本市が勝訴した場合の控訴期限までの取扱い
原告の控訴の有無（控訴期間2週間）について、再度、議員各位に情報提供
なお、控訴されたときは、控訴状が本市に到達し次第、応訴する旨を議員各位に
情報提供する。
- 3 本市が敗訴した場合の控訴期限までの取扱い
速やかに控訴状を調製し、控訴期限までに控訴状を提出予定

本市を被告とする訴訟の対応について

令和3年8月24日

総務部人事課

1 事件名

令和2年（行ウ）第24号 退職手当支給制限処分取消請求事件

2 原告の住所・氏名

平塚市土屋191-5

宮本 光一 氏

3 訴訟に至る経緯

原告は、令和元年11月17日に自家用自動車の酒気帯び運転により事故を起こしたことを理由として、懲戒免職処分とされ、同時に退職手当等の全部を支給制限する処分を受けた。そのことを不服とし、令和2年5月18日、本市に対して退職手当支給制限処分の取消を求める訴訟を提起した。

4 主な争点

(1) 退職金の性格について

退職金は功労報償的性格、賃金の後払い的性格及び退職後の生活保障的性格を有するもの。退職者の永年の勤続の功をすべて抹消してしまうほどの重大な背信行為であるとまでは言えない。

本件処分を行うにあたり、考慮すべき事項を全く又は十分に考慮しておらず、本件処分は社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を逸脱又は濫用した違法な処分である。

(本市主張)

公務員に対する退職手当支給制限処分は、公務員が規律に違反し、公務に対する国民の信頼を損ねたことを非難して行う公務員法上の制裁であり、その財源は税金であるという特性がある。

本件処分が社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権を逸脱・濫用するものとは到底言えず、違法性はない。

(2) アルコール依存症であること

原告はアルコール依存症であり、自分の意思ではコントロールできない状況であった。また、被告にはデイケアへの通院等を含むアルコール依存

症から回復するための指導及び管理をする義務があり、それが十分に果たされなかったことは、本件非違行為の直接的な原因ではないとしても、原告の帰責性が減殺される事情として考慮されるべきである。

(本市主張)

私傷病にかかる通院はいずれも職場外で行われるものであり、そもそも原告が自ら取り組まなければならない問題であるとともに、復職の条件であった通院等についても原告の被告に対する義務である。

また、非違に至った経緯について、アルコール依存症の影響で飲酒したとしても、職場で飲酒運転について指導を受けた認識があるにもかかわらず、回避する努力をしなかつただけでなく、飲酒運転であることは原告も認識しており、遵法精神や規範意識を欠くものである。

本市が敗訴し、控訴する場合の想定スケジュール [令和2年（行ウ）第24号 退職手当支給制限処分取消請求事件]

		議会関係日程	裁判日程		
8月24日	火			政策会議 判決に応じた対応を政策決定 敗訴→控訴することを決定	
8月25日	水		判決言渡	判決書 受領（弁護士から本市に連絡）	
8月26日	木	議会へ情報提供	控 訴 期 間 (2週間)	判決結果について情報提供（控訴する旨を追記）	
8月27日	金				
8月28日	土				
8月29日	日				
8月30日	月				
8月31日	火				
9月1日	水				
9月2日	木				
9月3日	金				控訴することについて 市長決裁
9月4日	土				
9月5日	日				
9月6日	月			控訴状提出	
9月7日	火				
9月8日	水		控訴期限		
9月9日	木				
9月10日	金				

政策会議付議事案書（令和3年8月24日）

提案課名 教育指導課

報告者名 丸野 研二

<p>事案名</p>	<p>相模原市立大野南中学校分校夜間学級における生徒の就学及び費用負担に関する協定の締結について</p>	<p style="text-align: center;">有 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者や、不登校等様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、外国籍の者等に教育を受ける機会を保障するための重要な役割を果たしています。平成28年12月に公布された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」第14条においては、全ての都道府県及び市町村に対して、夜間中学等の設置を含む就学機会の提供その他の必要な措置を講ずることが義務付けられました。</p> <p>こうした中、令和4年4月に相模原市に中学校夜間学級（夜間中学）が設置される予定となり、本市でも、相模原市と就学及び費用負担に関する協定を結び、利用者のニーズに応える必要があります。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 経過</p> <p>平成28年 12月 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」公布</p> <p>令和 元年 9月 県教育委員会が夜間学級設置準備委員会を開催・協議</p> <p>令和 2年 11月 相模原市教育長が市立大野南中学校分校夜間学級の開設を目指す旨、市議会で答弁（夜間中学を設置している横浜市、川崎市を除く県内市町村の夜間中学入学希望者を相模原市が設置する夜間中学において県及び各自治体の財政負担の下で受け入れる）</p> <p>令和 2年 12月 県教育長が県議会において、県立神奈川総合産業高等学校内（相模原市南区文京1-11-1）に相模原市立大野南中学校分校夜間学級の令和4年4月開設することを表明</p> <p>令和 3年2～3月 県教育委員会が政令市を除く「夜間中学アンケート」を実施 本市在住者の1名が「入学したいが迷っている」と回答</p> <p>〃 7月 夜間学級設置準備委員会において就学・費用負担に関する協定書案及び基本方針を決定</p> <p>〃 8月 市立大野南中学校分校夜間学級の生徒募集の周知を開始 本市：パンフレット掲示、ホームページ、LINEへ掲載</p> <p>〃 8月 本市定例教育委員会会議において協定の締結について協議</p> <p>2 検討結果</p> <p>「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨を踏まえ、本市在住者が夜間中学の入学を希望する場合の就学の機会の提供を図るため、相模原市が設置する夜間中学への入学に向けた環境整備（協定締結等）を図るものです。</p>	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">決定等を要する事項</p>	<p>1 「相模原市長」「秦野市長」「県教育委員会教育長」の三者による「相模原市立大野南中学校分校夜間学級における生徒の就学及び費用負担に関する協定」を締結すること。</p> <p>2 本市在住の生徒の就学に当たっては、夜間中学の運営に要する費用の一部を負担すること。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の取扱い</p>	<p>令和 3年 9月 広報はだの9月15日号に「夜間中学」希望者説明会について掲載</p> <p>〃 定例教育委員会会議において、協定締結について報告</p> <p>〃 相模原市及び県教育委員会との協定を締結</p> <p>〃 10月 秦野市教育委員会において願書受付・面談</p> <p>〃 11月 相模原市において面談</p> <p>〃 12月 入学予定者の決定</p> <p>令和 4年 4月 相模原市立大野南中学校分校夜間学級の開校</p>

相模原市立大野南中学校分校夜間学級における生徒の就学及び費用負担
に関する協定書

相模原市(以下「甲」という。)と●●市町村(以下「乙」という。)及び、神奈川県教育委員会(以下「丙」という。)は、相模原市立大野南中学校分校夜間学級(以下「夜間中学」という。)における生徒の就学について、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、乙に在住する者の夜間中学への就学にあたり必要な事項を定めるとともに、甲乙及び丙が互いに協力して夜間中学の円滑な運営を支援することを目的とする。

(夜間中学への就学)

第2条 甲は、乙に在住する入学希望者が、夜間中学への就学が必要であると認められる場合は、入学を認める。

2 夜間中学への就学に関することについては、甲が別に定める「夜間中学への就学に係る基本方針」によるものとする。

3 前二項のほか、甲、乙及び丙は、夜間中学への就学に係る諸手続きについて、互いに協力するものとする。

(費用負担)

第3条 乙は、甲が夜間中学の運営に要する費用の一部を負担するものとする。

2 夜間中学に要する費用負担に関することについては、甲が別に定める「夜間中学における費用負担に係る基本方針」によるものとする。

(協議の場)

第4条 丙は、夜間中学への広域的な就学に係る情報を共有し、運営について協議するために、相模原市立夜間中学広域連携協議会(以下、「協議会」という。)を設けることとし、甲乙及び丙は協議会に参加する。

2 協議会の組織及び運営については、丙が別に定める。

3 甲は、別に定める「夜間中学への就学に係る基本方針」及び「夜間中学における費用負担に係る基本方針」を変更しようとする場合は、協議会において協議しなければならない。

(解除又は変更の通知)

第5条 甲、乙及び丙は、本協定を解除又は変更をしようとする場合には、原則として、解除又は変更をしようとする日の、半年前までに相手方に通知するものと

する。ただし、夜間中学の運営に要する費用に影響がある場合は、予算確保等に要する期間を十分に確保し、通知しなければならない。

(定めない事項への処理)

第6条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義があるときは、甲乙及び丙が誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

本協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 相模原市中央区中央2-11-15
相模原市長 本村 賢太郎

乙 ●●市町村
●●市町村長 ■■ ■■

丙 横浜市中区日本大通1
神奈川県教育委員会教育長
桐谷 次郎

夜間中学への就学に係る基本方針

【就学までの流れ】

- 1 相模原市以外の市町村からの入学希望者は、入学希望受付期間内に、在住する市町村の教育委員会に夜間中学への入学希望申請書を持参し、事前相談を受ける。
- 2 市町村の教育委員会は、入学希望者に対する面談を実施し、面接シートを作成する。
- 3 市町村の教育委員会が申請を認める入学希望者は、入学希望申請書、面談シート及び副申等の必要書類を相模原市教育委員会に申請する。
- 4 相模原市教育委員会からの依頼により、相模原市立大野南中学校長が入学希望者に対し面談を実施する。
- 5 相模原市教育委員会は、入学希望者に係る市町村の教育委員会からの入学希望申請書、面談シート及び副申(各市町村提出書類)、学校面談の結果を踏まえて、入学予定者を決定し、相模原市立夜間中学広域連携協議会に報告する。
ただし、入学予定者が想定する在籍生徒数を超える場合、もしくは著しく少ない場合は、相模原市立夜間中学広域連携協議会において、協議する。
- 6 相模原市教育委員会は、入学希望者に対し、入学予定者である旨を通知する。
- 7 入学予定者は、入学に必要な書類を相模原市教育委員会に提出する。
- 8 相模原市教育委員会は、提出書類を確認し、就学承認通知書を入学予定者に送付するとともに、その写しを当該市町村の教育委員会に送付する。
- 9 入学時期は原則、年度当初とし、入学希望申請書の受付期間を過ぎた場合は次年度以降の申請とする。

10 学校での事故が生じた場合は、相模原市教育委員会又は神奈川県教育委員会がそれぞれの管理責任において、責任を負う。

【通学支援】

相模原市以外の市町村に在住する生徒が一定期間登校しない、あるいは連絡が取れない状況にある場合の支援については、夜間中学及び相模原市教育委員会が、市町村の教育委員会と情報を共有し、市町村の教育委員会による直接的な支援について検討する。

夜間中学における費用負担に係る基本方針

1 費用負担の内訳

(1) 夜間中学の設置に要する費用

設置に要する費用は以下の項目に係るものとし、令和4年度の夜間中学設置から10年間で除した額を、各年度の在籍生徒数に応じて、毎年度、相模原市を含む各市町村が負担する。

ア 職員室通信環境整備に係る費用

(2) 夜間中学の運営に要する費用

年度ごとの運営に要する費用は以下のアからカの合計額とし、各年度の在籍生徒数に応じて、毎年度、相模原市を含む各市町村が負担する。

ア 夜間中学に配置される教職員に係る費用（義務教育費国庫負担法の規定に基づき国が経費の一部を負担する者に係るものを除く。）

イ 日本語の指導・支援に係る費用（日本語講師、通訳等）

ウ 消耗品等整備に係る費用

エ 教具・教材等の整備に係る費用

オ 生徒募集に係る費用

カ 協議会において認めた費用

2 費用負担の算出及び請求について

(1) 上記1(1)及び(2)の合計額を、当該年度の在籍生徒数で除した額に、当該市町村に在住する生徒数を掛けて、相模原市以外の市町村ごとの費用負担額を算出する。

(2) 相模原市は、市町村に対し、当該年度における(1)の額を年度末に通知し、請求する。

(3) 市町村は、相模原市に費用負担額を支払う。

(4) 相模原市は、当該年度の費用負担の内訳について、相模原市立夜間中学広域連携協議会に報告する。

3 在籍生徒数について

原則として、毎年度4月1日時点の在籍生徒数（予定を含む。）とする。

4 協議

著しく生徒数が少ない、もしくは想定する在籍数を超える場合は、相模原市立夜間中学広域連携協議会において費用負担について協議する。

ねん
2022年
 がつ せつ ち
4月設置

 や かん ちゅう がく
夜間中学の
 せい と ぼ しゅう はじ
生徒募集を始めます

 さ が み は ら し り つ おお の み な み ちゅう がっ こう ぶん こう や かん がっ きゅう
相模原市立大野南中学校分校夜間学級

 ば しょ か な がわ けん りつ か な がわ そう ごう さんぎょうこうとうがっこう ない さがみ はら し み な み く ぶんきゅう
場所：神奈川県立神奈川総合産業高等学校内(相模原市南区文京1-11-1)

 にゅう がく き ぼう しや せつ かい
入学希望者説明会

 (Nyuugaku-kibousha-setsumei-kai) **開催**
第1回 2021年 8月20日(金) 18:00 ~

第2回 2021年 8月29日(日) 10:00 ~

第3回 2021年 9月30日(木) 18:00 ~

第4回 2021年 10月15日(金) 18:00 ~

会場：神奈川県立神奈川総合産業高等学校 教室

- ※入学を希望する人は、4回の説明会のいずれかに参加してください。
- ※いずれも参加できない場合は、相模原市教育委員会へご相談ください。
- ※説明会に参加するためには、事前の申し込みが必要です。(裏面参照)
- ※入学希望者本人または同伴者が申し込んでください。
- ※当日はいくつかの言語の通訳を手配します。

入学希望者説明会は、夜間中学への入学を希望する人を対象に実施します。神奈川県内の市町村(横浜市・川崎市を除く)にお住いの人が参加することができます。

神奈川総合産業高等学校

 Night Junior High School
 Escuela Secundaria Nocturna
 Junior High School para sa gabi
 初中夜校
 야간 중학

 Escola Ginásial Noturna
 Trường trung học cơ sở ban đêm
 रात्रि कनिष्ठ उच्च विद्यालय
 रात्री जुनियर हाई स्कूल
 மதுராத்தியம்

夜間中学

にゅう がく よう けん
入学要件

入学対象者は学齢期を経過した人(2007年4月1日までに生まれた人)で、次の1～3のどれかにあてはまる必要があります。

1. 義務教育を修了しないまま学齢期を経過した人
2. 様々な理由により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人
3. 外国籍等で日本の義務教育に相当する教育を受けていない人

や かん ちゅう がく
夜間中学はこんなところ

- 公立中学校の夜間学級です。
- 授業料はかかりません。教科書は無償です。
- 中学校の各教科の教員が授業を行います。
- 授業は17時ごろから始まり、21時ごろ終わります。月曜～金曜まで毎日授業があります。
- 夜間中学の学習を修了すると、中学校の卒業資格(卒業証書)を得ることができます。

 **夜間中学の1日(予定)**

16:25 ~ 17:10	始業前授業 (希望者のみ)
17:15 ~ 17:25	学級活動
17:30 ~ 18:15	1時間目 (45分)
18:20 ~ 19:05	2時間目 (45分)
19:15 ~ 20:00	3時間目 (45分)
20:05 ~ 20:50	4時間目 (45分)
20:55 ~ 21:00	学級活動



にゅう がく き ぼう しゃ せつ かい
入学希望者説明会
(Nyuugaku-kibousha-setsumei-kai)
について

1 説明会の内容

- (1) 相模原市教育委員会あいさつ
- (2) 夜間中学説明
- (3) 質疑応答
- (4) 個別相談

2 事前の申し込みについて

- (1) 申し込み方法
 - ・電話または窓口の場合
平日の午前9時から午後5時まで受け付けます。
 - ・FAXまたはメールの場合 English available
次の内容を記載して送信してください。
①入学希望者氏名②住所③電話番号④参加を希望する回⑤同伴者がいる場合は同伴者氏名
※同伴者は原則1名とします。
- (2) 申し込み期間
2021年8月2日(月)～
※申し込みは各説明会開催日の前々日まで受け付けます。

にゅう がく なが
【入学までの流れ】

- 1 説明会に参加 (いずれかに参加)
(8/20, 8/29, 9/30, 10/15)
- 2 募集案内を読み、願書を作成
- 3 お住いの自治体に願書を提出
- 4 お住いの自治体で面談
- 5 相模原市で面談
- 6 面談の結果を通知→入学決定



申し込み先・問い合わせ先

相模原市教育委員会学校教育課
TEL: 042-704-8918 FAX: 042-758-9036
メール: gakkokyuiu@city.sagamihara.kanagawa.jp